

北九州市宿泊施設等改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の宿泊施設等のおもてなし及び利便性の向上等並びに宿泊を伴う観光客の受入環境の充実を図るため宿泊施設等の改修事業等に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設等 主として観光客の宿泊のために旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設（以下「旅館業法許可施設」という。）、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の認定を受けた施設（以下「民泊施設」という。）で、次のアからウまでのいずれにも該当するもの、又は観光振興に資する施設で別途市長が認めたものをいう。

ア 研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設ではないこと。

イ 国及び地方公共団体が管理又は運営する施設ではないこと。

ウ 北九州市宿泊税条例第9条第1項に基づく申告書を市長に提出済みであること。

(2) 特定宿泊施設等 前号に掲げる宿泊施設等のうち、民泊施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行っている施設（以下「風俗営業等許可施設」という。）をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金は、宿泊施設等（市内に所在する施設に限る。）の改修等を行う者（以下「補助事業者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは、暴力団と密接な関係を有する者及び暴力団員と密接な関係を有する者が宿泊施設等の代表者若しくは役員となっていないこと。

(補助対象事業、補助条件及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその条件は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

2 同一の宿泊施設等についての補助金の交付は、同一年度につき、1回限りとする。

3 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助率等)

第5条 補助率及び補助上限額は、別表3に定めるとおりとする。

(補助の期間)

第6条 この補助金の補助対象期間は、第10条に規定する交付決定の日から、当該年度の2月末日までの間の補助事業の完了日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、別表4に定める書類を添付しなければならない。

(交付条件)

第8条 規則第7条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに遂行状況報告書(様式第4号)により市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 工事の施工(設計を含む。)及び備品の購入については、市内の事業者が発注したものであること。ただし、市外の事業者からしか購入できない備品についてはこの限りではない。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項第1号に定める軽微な変更とは次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費総額の20パーセント以内の減額となる内容の変更を行う場合。
- (2) 補助事業の目的及び遂行に影響を及ぼさない範囲で、交付対象の規格、仕様の変更、その他補助事業の軽微な内容の変更を行う場合。

(交付決定)

第10条 市長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定を行い、速やかに申請者に対し、交付決定通知書(様式第5号)で通知するものとする。また、第8条の規定により、交付決定の変更を行う場合は、交付決定変更通知書(様式第6号)で通知するものとする。

(状況報告)

第11条 規則第13条の規定による報告は、実施状況報告書(様式第7号)によるものとし、市長から求めがあったときは、指定する期日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第15条の規定による報告は、補助事業の完了した日の翌日から起算して20日以内に、実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、

交付決定時に補助事業が完了している場合は、交付決定の日から20日以内に提出することとする。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、規則第16条の規定による補助金の確定後、補助事業者に対し、確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対し、当該補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が規則第18条第1項各号のいずれかに該当する場合は取消通知書(様式第11号)を補助事業者に対し通知し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、返還通知書(様式第12号)を補助事業者に対し通知し、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 前条の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則第20条の規定により違約加算金及び延滞金を納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分又は使用を中止しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

別表1 補助金の対象となる補助事業

	事業内容
1	コネクティングルームの造設工事
2	スタッキングベッドの設置

別表2 補助条件

	補助対象事業	補助条件
1	別表1 1から2の事業	旅館業法第2条第3項の営業に係る施設及び、民泊施設にあつては、一棟の一部を使用して営業するものは補助対象外とする。

別表3 補助率及び補助上限額

	補助対象事業	補助上限額
1	コネクティングルームの造設工事（別表1 1の事業）	補助対象経費の2分の1以内の額で、1施設あたり100万円を上限とする。（千円未満切捨て）
2	スタッキングベッドの設置（別表1 2の事業）	補助対象経費の2分の1以内の額で、1施設あたり50万円を上限とする。（千円未満切捨て）

別表4 交付申請時必要書類

	書類名称
1	事業計画書（1）（様式第1号の2）
2	事業計画書（2）（様式第1号の3）
3	補助事業内容が確認できる書類（仕様書、図面、施工場所の写真、工程表、補助対象経費の積算が確認できる書類 等）
4	見積書（2社以上）
5	暴力団排除に係る身分照会について（様式第1号の4）
6	市税の納付状況が分かる書類
7	北九州市宿泊税条例第8条に定める宿泊税の特別徴収義務者であることが分かる書類
8	下記いずれかの書類若しくは市長が指定する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法営業許可書（写し） ・住宅宿泊事業法届出番号通知書（写し） ・国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定書（写し）